

気仙沼市立小原木中学校 P T A 会則

第一章 総 則

- 第1条 本会は、気仙沼市立小原木中学校 P T A と称し、事務局を同校内に置く。
第2条 本会は、小原木中学校生徒の保護者及び教職員とする。
第3条 本会の事業を推進するために次の部会を置く。
1 執行部会 2 役員会 3 専門部会（教養部、厚生部、生活指導部）
4 学年 P T A 5 地区 P T A

第二章 目的と事業

- 第4条 本会は、学校・家庭・地域が一体となって小原木中学校生徒の教育向上と充実を図る事を目的とする。
第5条 本会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。
2 会員相互の研修と親睦
3 学校と家庭の緊密な連絡提携
4 生徒の健全育成に関し生活指導及び環境の健全化
5 その他、本会の目的を達成するための必要事項

第三章 役員と任務

- 第6条 本会に、次の役員を置く。
○会長1名 ○副会長2名 ○監事3名 ○学年 P T A 委員長1名
○教養部部長1名 ○厚生部部長1名 ○生活指導部長1名
○事務長1名 ○庶務1名 ○会計1名 ※顧問・参与
- 第7条 役員を選出は、次のとおりとする。
2 本会の会長・副会長・監事は、新旧執行部会で承認し総会において決定する。
3 役員が都合により、脱会もしくは辞任した場合は、その都度役員会で選出補充する。補欠によって就任した役員は、前任者の残任期間とする。
4 会長、副会長は、各地区から選出された地区 P T A 会長の中から互選する。
5 監事は、各地区より1名とする。
6 顧問及び参与は、総会に諮かって、会長が委嘱する。
7 学年 P T A 委員長・副委員長は、学年内で互選し、地区の P T A 会長・副会長は、地区の総会で互選する。
- 第8条 専門部（教養部、厚生部、生活指導部）は、会長を除く全会員で構成し、いずれかの部会に属するものとする。
2 専門部員の構成は、各地区で立案し、役員会の承認を得て会長が委嘱する。
3 専門部の部長は、各地区で互選し、副部長は各部で互選する。
- 第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。
2 会長は、会務を統理し、本会を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。
4 監事は、本会の監査にあたり、地区 P T A の監事を兼務する。（給食会計も含む）
5 学年 P T A 委員長は、学年 P T A 活動の推進にあたる。
6 地区 P T A は、地区 P T A 活動の推進にあたる。
7 事務長は、会務を処理する。
8 庶務は、事務長の補佐や会議の記録・庶務にあたる。
9 会計は、本会の会計を担当する。
- 第10条 役員の仕事は1年として毎年改選する。但し、ローテーションはあるが10条として再選は妨げない。（例外もあるということ）
- 第11条 本会に顧問及び参与を置くことができる。
2 顧問は、退会した会長（学区内の地区会長）を推挙し会長の諮問に応ずる。（会の全般的な相談役）
3 参与は、学校長を推挙し会務に参与する。
4 顧問及び参与は、総会に諮って会長がこれを委嘱する。
5 顧問は、会長の諮問に応じ参与は、本会の会務に参与する。

第四章 会 議

- 第12条 本会の会議は、総会、役員会、執行部会、専門部会及び学年 P T A、地区 P T A とする。
2 総会は、年1回開く、但し役員会で必要と認められた時及び過半数の会員から要求があった場合は、臨時に総会を開くことができる。
(1) 総会において、次の事項を討議し、審議を決定する。
○事業計画、予算、会則変更の決議
○決算、事業報告の承認
○役員会の承認
○その他、会務の運営に関する重要な事項を審議決定する。

- (2) 総会、役員会、執行部会は、会長が招集する。
 - (3) 総会は、最高の決議機関である。
 - (4) 総会の議長及び書記は、出席者の中から互選する。議長は会を統括し、書記は議事の要点を記載して出席者2名以上の署名を受けなければならない。
 - 3 執行部会は、会長、副会長、監事、専門部長、事務長、庶務、会計をもって構成し会務運営に関する計画立案等を行う。また、必要に応じて顧問・参与そして関係者の参加を仰ぐことができる。
 - 4 役員会は、会長、副会長、監事、専門部（部長・副部長）、学年PTA委員長、事務長、庶務、会計をもって構成し、総会につぐ決議機関で会務の運営及び重要事項を協議決定する。また、必要に応じて顧問・参与そして関係者の参加を仰ぐことができる。
※拡大役員会を年度初めと年度末に実施する。(役員会専門部会開催)
 - 5 専門部会は、各部長が必要に応じて開催し、役員会の委任事項の実践と専門部独自の活動に関する企画運営について協議するとともに、協議事項は役員会に報告する。
 - 6 学年員会は、学年委員長が学年主任と連絡を取り必要に応じて開催し、各学年員会の教育上の諸問題について研究協議する。協議事項は役員会に報告する。
- 第13条 会議の議事は、出席者の過半数の同意で決める。可否同数の場合は議長が決定する。

第五章 会 計

- 第14条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。
- 第15条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。
- 第16条 本会の会費は、総会において決定し、これを納付する。
- 第17条 予算更正の必要な場合は役員会において検討し、出席者の過半数の同意を得て承認する。

第六章 そ の 他

- 第18条 この会則に定められたもののほか本会の運営上必要な事項は、役員会に諮って会長が行うものとする。
- 第19条 この会則の改廃は、総会で出席会員の3分の2以上の同意をもって決定する。
- 第20条 会員は、本会の発展のため必要な情報を得た場合や必要と思われる良識的な意見は、地区会長を通じて会長に連絡する。
- 2 本会は、一般社会においての地位や格式等に一切拘束されることなく、会の行事など良識あるものとする。
- 第21条 事務局は、会の運営・企画・管理・情報提供などの総括的事務を行う。
- 第22条 必要に応じて地域住民等の協力を要請する。

付 則

- 第23条 会則の施行、改正については、次のとおりである。
- | | |
|------------|-----------------------|
| 昭和62年4月14日 | 施 行 |
| 平成5年4月15日 | 改 正 |
| 平成15年4月1日 | 改 正 |
| 平成17年4月15日 | 改 正 (旅費に関する規定) |
| 平成18年4月17日 | 改 正 (市町村名変更、慶弔に関する規定) |
| 平成19年4月16日 | 改 正 (慶弔に関する規定) |

旅費に関する規定

- 本会を代表して諸会合に出席する場合は、出張旅費を次のとおり支給する。
- | | |
|----------------------------|---------|
| 1 唐桑地区 | (300円) |
| 2 気仙沼地区 | (500円) |
| 3 その他地区実費 (バス・鉄道料金) | |
| 4 その他特別の場合は、役員会の決議によって決める。 | |

慶弔に関する規定

- この規定は、会員の慶弔に関し、必要な事項を定めるものとする。
- この規定を行うための必要な経費は、会費を以てこれにあてる。
- 会員の死亡については、会長（副会長）が会葬するとともに弔慰金（5,000円）及び弔電を贈り弔意を表す。
- その他、上記以外の慶弔については、会長の裁量において決定するものとする。
- 転出教職員の餞別は慶弔費を以てこれに充てる。